

令和6年度
芦東山記念館年報

目次

1	芦東山記念館について	2
(1)	施設概要	
2	事業報告	3
(1)	特別展	
(2)	展示解説会	
(3)	クイズラリー・ワークショップ（芦東山紙芝居・かるた利活用状況）	
(4)	講演会等	
(5)	名誉館長講座	
(6)	館外活動	
(7)	その他	
(8)	地域からの協力	
3	調査研究活動	5
(1)	芦東山及び芦家関連の史資料の調査・整理	
(2)	芦東山関連史資料の解説	
4	資料収集及び館蔵資料の利用状況	6
(1)	資料収集	
(2)	収蔵資料の調査	
(3)	収蔵資料の借用	
(4)	芦東山及び芦家関連の記事のデータ化	
5	運営	7
(1)	芦東山記念館運営委員会	
(2)	組織及び職員	
6	資料	8
(1)	入館者	
(2)	ホームページアクセス数	
(3)	条例・規則	
7	芦東山記念館研究報告	18
	芦東山の思想史的位置－人間論と政治論に注目して－	
	芦東山の天文暦学に関する基礎的考察	
	史料紹介「勇蔵宛て東民書状」	
	名誉館長 中村安宏	
	主任学芸員 高橋 紘	
	専門学芸調査員 張 基善	

令和6年度年報発行にあたって

芦東山記念館では、当館の活動をより多くの方に知っていただくことを目指し、令和6年度分から年報を発行することといたしました。年報には研究報告編も付し、継続的に当館の活動のみならず、芦東山や芦家をはじめとする東磐井地域の歴史文化を紹介してまいります。本年度は職員の異動や私の名誉館長就任など、当館としても変化の多い1年でした。

令和6年度、当館では、特別展として「キラメク世界の蝶」、「お金にまつわるエトセトラ」、「暦モノガタリ」を開催いたしました。このうち「お金にまつわるエトセトラ」では、大東町大原で発見された大原大明神古銭、細桑芦家が経営に関与し仙台藩初の洋式高炉を構えた文久山内で使用されたとされる「文久貨泉」など、地域ゆかりの資料を紹介いたしました。また、この特別展では、東日本大震災で一部被災した「石巻鑄銭場工程絵巻」(石巻市博物館蔵)を所蔵館のご厚意により、保存修復処理完了後、初公開いたしました。

このほか、特別展にあわせた展示解説会も本年度から開始し、各種講座やワークショップ、近隣の一関市民俗資料館と連携した事業、当館主任学芸員が館外に出向いて行う活動にも積極的に取り組みました。

調査研究においては、館蔵品をはじめとして、市内外の関係資料の調査を進め、その成果を特別展などで市民の皆様へ還元いたしました。本書研究報告編に収録した論文、史料紹介もその一部です。

上記の活動を振り返るために、各種情報を整理し、年報といたしました。研究報告編には、芦東山に関する論文と史料紹介計3本を収めました。これらを踏まえて、さらなる当館の発展を期してまいります。そして、多くの方々に当館の様々な活動を知っていただければ幸いです。

最後になりましたが、当館の運営及び諸活動の推進にあたり、ご指導・ご支援をいただきました関係各位に心より感謝を申し上げます。

令和8年1月
芦東山記念館
名誉館長 中村 安宏

1 芦東山記念館について

(1) 施設概要

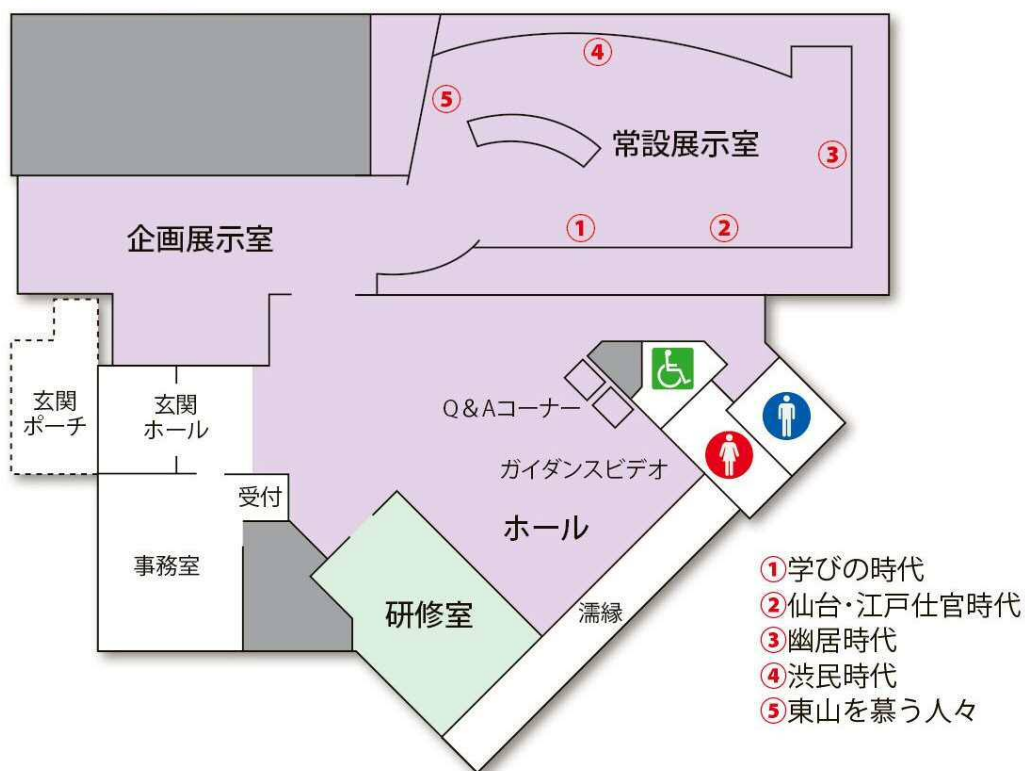
わが国の刑法思想の先駆者・芦東山（1696-1776）の資料を収集・保存・展示する施設として、平成 19 年 10 月 1 日に開館しました。先人の独立した記念館としては市内で初めての施設です。

一関市の母なる山、室根山を仰ぎ見る 4888 平方メートルの敷地に建てられた建物は鉄筋コンクリート平屋、床面積 539.91 平方メートルで外観は蔵をイメージしています。内装には 150 年以上前に建てられた商家の古材をふんだんに活用し、常設展示室（171 平方メートル）、企画展示室（64 平方メートル）、ホール、研修室、収蔵庫などを備えています。

周辺には、芦東山の生家や墓地、終焉の地などゆかりの地が 10 カ所ほど点在し、室根山を眺めながら、気持ちのよい散策も楽しむことができます。

常設展示室は、芦東山の生涯や実績を「学びの時代」「仙台・江戸仕官時代」「幽居時代」「渋民時代」「東山を慕う人々」など時系列に沿ったテーマで紹介しています。企画展示室では、年 3 回ほどさまざまな特別展を実施しています。

館内平面図



2 事業報告

(1) 特別展

タイトル	会期	開館日数(日)	入館者数(人)
特別展①「キラメク世界の蝶」	7/6～9/1	50	372
特別展②「お金にまつわるエトセトラ」	9/21～12/1	62	368
特別展③「暦モノガタリ」	1/25～3/16	44	157

(2) 展示解説会

タイトル	講師(主催)	開催日	参加者数(人)
特別展②「お金にまつわるエトセトラ」	高橋 紘 (芦東山記念館)	9/22	0
特別展②「お金にまつわるエトセトラ」	高橋 紘 (芦東山記念館)	10/19	0
特別展②「お金にまつわるエトセトラ」	高橋 紘 (芦東山記念館)	11/2	23
特別展②「お金にまつわるエトセトラ」	高橋 紘 (芦東山記念館)	11/23	1
特別展③「暦モノガタリ」	高橋 紘 (芦東山記念館)	2/22	11

(3) クイズラリー・ワークショップ(芦東山紙芝居・かるた利活用状況)

タイトル	講師(主催)	開催日	参加者数(人)
謎解きラリー「浜民からの挑戦状」	芦東山記念館・民俗資料館	4/27～5/6	19
ワークショップ「貼り絵でカレンダーをつくろう!」※紙芝居上演	芦東山記念館	3/1	3

(4) 講演会等

タイトル	講師	開催日	参加者数(人)
特別展①関連行事「自然観察会」 場所：芦東山記念館周辺	菊池恭司 (北上市立博物館専門 研究員)	8/24	4
歴史講演会「大原大明神埋納銭の謎?—なぜ大量の銭が埋められたか—」会場：芦東山記念館ホール	井上雅孝 (滝沢市埋蔵文化財セ ンター総括主査)	11/2	35
歴史講演会「江戸時代のオーロラ観測と暦」 会場：芦東山記念館ホール	高橋 紘 (芦東山記念館)	2/22	21
道の駅だいたい開業記念行事 特別講演会「藩境を越えた人と物の移動—旅と交流—」会場：芦東山記念館ホール	兼平賢治 (東北学院大学文学部 歴史学科教授)	3/1	37

(5) 名誉館長講座

タイトル	会場	開催日	参加者数(人)
名誉館長講座「室鳩巢と芦東山」	芦東山記念館	9/22	33

(6) 館外活動

開催日	タイトル	講師	会場	参加者数(人)
4/24	一関地区保護司会東分区自主研修 「芦東山の和歌と人間愛」	小味	千厩市民センター	36
5/2	出前授業「伊達吉村と山吹城について」	高橋	大原小学校(6学年)	14
8/29	大原市民センター歴史専門講座 「身近な文化財を保存するには・・・」、東川院視察	小味 高橋	芦東山記念館・東川院	19

(7) その他

日付	内容
12/13~20	芦東山記念館施設燻蒸消毒(3年に1回)

(8) 地域からの協力

日付	内容
4/26	及川紀夫渋民9区行政区長による無刑録石碑周辺の草刈り
6/9	東山郷自治会(渋民9区行政区)草刈作業
6/15	及川紀夫渋民9区行政区長による芦東山記念館敷地内ドウダンの剪定作業
6/20	渋民婦人会による芦東山記念館周辺環境美化活動(プランター手入れ、植え替え)
9/1	東山郷自治会(渋民9区行政区)草刈作業
11/9	及川紀夫渋民9区行政区長による記念館駐車場周辺の草刈り、及川たい子渋民婦人会長による草片付け
11/20	渋民婦人会による芦東山記念館周辺環境美化活動(プランター手入れ、球根植え付け)

3 調査研究活動

(1) 芦東山及び芦家関連の史資料の調査・整理

○個人所蔵

No.	所蔵先	住所	点数	備考
1	某家	大東町渋民	約461	画像確認。芦東山関連8点
2	某家	市内藤沢町	2	書状。芦東山関連1点
3	某家	宮城県登米市	1	書跡(掛軸)。芦東山関連
4	某家	宮城県仙台市	8	巻物など。芦東山関連7点
5	某家	市内藤沢町	1	書跡(掛軸)。伝芦東山書
6	某氏	市内千厩町	9	鍛冶職関連

○機関所蔵など

No.	所蔵先	住所	点数	備考
1	宮城県図書館	宮城県仙台市	2	『連壁集』公開画像、「東北毎日新聞」マイクロフィルム
2	仙台市民図書館	宮城県仙台市	2	『勝村蟻齋詩』、『櫻田欽齋先生集/附黒澤東蒙碑』公開画像
3	東北大学附属図書館	宮城県仙台市	1	「恭謙先生行状」公開画像
4	仙台市博物館	宮城県仙台市	11	「岡家資料」所収、芦東山関連10点
5	中島古書店	神奈川県南足柄市	1	「芦東山(東民)書状」(『中島古書店販売目録』11号)

○郷土史家などの遺稿類の整理(芦東山関連の原稿など)

No.	氏名	経歴など	件数
1	菊池 裕紀	東磐史学会会長	76
2	八巻 一雄	岩手県南史談会会長	213
3	小野寺 東一郎	『無刑録訳注』17・18執筆	23

敬称略

(2) 芦東山関連資料の解説

No.	資料名	点数	備考
1	芦家資料	16	展示関連の資料を含む
2	芦東山(東民)書状	1	中島古書店から購入資料

4 資料収集及び館蔵資料の利用状況

(1) 資料収集

No.	収 集 先	資料名など	点 数	収集区分
1	中島古書店(神奈川県南足柄市)	「芦東山(東民)書状」	1	購入

(2) 収蔵資料の調査

No.	利 用 者	点 数	備 考
1	個人	8	修士論文執筆のため
2	個人	4	先祖探しにかかる資料調査

(3) 収蔵資料の借用

- ・令和6年度対応なし

(4) 芦東山及び芦家関連の記事のデータ化

- ・『大原町誌上巻』(大原町役場編纂兼発行、1931年)の芦家、芦東山関連記事
- ・『洪民村誌』(大野蓑笠編、1933年)の芦家、芦東山関連記事

5 運営

(1) 芦東山記念館運営委員会

	役職等	氏名	備考
1	芦東山先生顕彰会顧問	菊池 徳夫	
2	一関市文化財調査委員	及川 雅晴	
3	東北大学大学院教授	片岡 龍	
4	摺沢史談会事務局長	菊池 和房	
5	学識経験者	新渡戸 恵子	令和6年4月1日～
6	学識経験者	千葉 耕士	
7	一関市校長会大東地区会 (大原小学校校長)	佐藤 啓	

○任期: 令和5年4月1日～令和7年3月31日 (順不同、敬称略)

(2) 組織及び職員

	役職等	氏名	備考
1	名誉館長	中村 安宏	岩手大学人文社会科学部 人間文化課程教授
2	館長	佐藤 信彦	大東支所次長兼 地域振興課長(併任)
3	館長補佐	千葉 修子	大東支所地域振興課 まなび・いきがづくり係長(併任)
4	主任	小山 泰光	大東支所地域振興課主任(再・併任)
5	主任学芸員	高橋 紘	一関市民俗資料館主任学芸員(兼務)
6	専門学芸調査員	張 基善	会計年度任用職員
7	業務推進員	千葉 真由美	会計年度任用職員
8	業務推進員	千葉 浩子	会計年度任用職員
9	事務補助	菅原 恵美子	会計年度任用職員
10		藤原 かず子	会計年度任用職員

6 資料

(1) 入館者

○個人・団体別比較

(単位：人)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	(団体数)	R5年度	(団体数)
個人	28	42	13	97	193	109	53	134	13	26	74	77	859		797	
団体	0	46	57	0	59	69	42	0	12	13	0	0	298	19	168	10
計	28	88	70	97	252	178	95	134	25	39	74	77	1,157		965	
個人割合	100%	48%	19%	100%	77%	61%	56%	100%	52%	67%	100%	100%	74%		83%	
団体割合	0%	52%	81%	0%	23%	39%	44%	0%	48%	33%	0%	0%	26%		17%	
開館日数	25	27	26	26	27	25	27	26	17	24	24	26	300		309	

○有料・免除入館者数

(単位：人)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
有料	13	24	56	41	112	95	72	30	22	10	29	24
免除	15	64	14	56	140	83	23	104	3	29	45	53
計	28	88	70	97	252	178	95	134	25	39	74	77

○対前年度比入館者数

(単位：人)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
R 6	28	88	70	97	252	178	95	134	25	39	74	77	1,157
R 5	39	120	94	79	104	49	98	69	37	23	85	168	965
増減	▲ 11	▲ 32	▲ 24	18	148	129	▲ 3	65	▲ 12	16	▲ 11	▲ 91	192

○通常団体 (20名以上、割引適用)

(単位：人)

No.	月日 (曜日)	団体名	人数
1	5月14日 (火)	涌津市民センターいきいき元気学級移動研修	22
2	6月14日 (金)	向中野町内会いきいきサロン	37
3	8月29日 (木)	興田地区放課後子ども教室	27
4	9月25日 (水)	花巻市矢沢振興センター明朗大学老人クラブ	42
5	10月16日 (水)	宮城県 石越コミュニティ運営協議会	22
計			150
前年度との比較			令和5年度 2団体 59

○小団体（20名以下、割引適用外）

（単位：人）

No.	月日（曜日）	団体名	人数
1	5月10日（金）	大原小学校6年生総合学習	16
2	5月31日（金）	曾慶市民センターウォーキング	8
3	6月21日（金）	一関市大東地域新採用転入職員地域巡り	10
4	6月28日（金）	北上市 立花史談会	10
5	8月22日（木）	千厩町奥玉 三沢老人クラブ	13
6	8月29日（木）	大原市民センター歴史専門講座	19
7	9月19日（木）	大東中学校3年生総合学習	5
8	9月25日（水）	花泉退職教師の会	9
9	9月27日（金）	渋民保育園「歩け歩け遠足」	5
10	9月27日（金）	千厩老人クラブ	8
11	10月26日（土）	一関市 菜の花会	8
12	10月31日（木）	衣川民生児童委員協議会	12
13	12月7日（土）	気仙沼市 泉史談会	12
14	1月23日（木）	BSよしもと「なにもしない散歩」	13
計			148
前年度との比較		令和5年度 8団体	94

(2) ホームページアクセス数

○常設コンテンツ

タイトル	状況	期間		日数	アクセス数	一日平均	令和6年度 アクセス数 (3月末現在)	最終更新
		公開	終了					
芦東山記念館	公開中	2007/7/23	2025/3/31	6462	47721	7	3921	2017/7/28
記念館概要	公開中	2007/10/15	2025/3/31	6378	22797	4	3024	2024/11/15
利用案内	公開中	2007/10/15	2025/3/31	6378	24635	4	3062	2023/5/14
展示・企画展の紹介	公開中	2013/3/23	2025/3/31	4392	20111	5	2933	2024/12/5
芦東山記念館収蔵資料目録	公開中	2013/3/23	2025/3/31	4392	20078	5	2954	2024/11/15
芦東山について	公開中	2007/10/15	2025/3/31	6378	28735	5	5382	2020/1/30
芦東山とは？	公開中	2007/10/15	2025/3/31	6378	26473	4	3227	2018/4/11
「無刑録訳注」刊行のご案内	公開中	2007/10/15	2025/3/31	6378	17053	3	2575	2024/11/22
伝記「芦東山の生涯」刊行のご案内	公開中	2007/10/15	2025/3/31	6378	16365	3	2499	2024/11/22
和歌集「室根の白雪」刊行のご案内	公開中	2022/7/27	2025/3/31	979	6245	6	2272	2024/12/8

○令和6年度特別展

タイトル	状況	期間		日数	アクセス数	一日平均	来館者数
		公開	終了				
特別展①「キラメク世界の蝶」	終了	2024/7/6	2024/9/1	58	1,138	20	372
特別展②「お金にまつわるエトセトラ」	終了	2024/9/21	2024/12/1	72	1,122	16	368
特別展③「暦モノガタリ」	終了	2025/1/25	2025/3/16	51	1143	22	157

○令和6年度特別展関連イベント

タイトル	状況	期間		日数	アクセス数	一日平均	来館者数
		公開	終了				
自然観察会	終了	2024/7/30	2024/8/24	26	674	26	4
歴史講演会「大原大明神埋納銭の謎？-なぜ大量の銭が埋められたか-」および展示解説会	終了	2024/10/10	2024/11/2	24	594	25	78
歴史講演会「江戸時代のオーロラ観測と暦」および展示解説会のお知らせ	終了	2025/2/2	2025/2/27	26	427	16	32
ワークショップ「貼り絵でカレンダーをつくろう！」	終了	2025/2/19	2025/3/1	11	194	18	3

○令和6年度講演会関連

タイトル	状況	期間		日数	アクセス数	一日平均	来館者数
		公開	終了				
芦東山記念館名誉館長講座	終了	2024/9/4	2024/9/22	19	336	18	33
特別講演会「藩境を越えた人と物の移動-旅と交流-	終了	2025/2/20	2025/3/1	10	344	34	37

○令和6年度作成したその他のページ

タイトル	状況	期間		日数	アクセス数	一日平均
		公開	終了			
芦東山記念館館長講座 (R2～R5) 資料公開	公開中	2024/12/5	2025/3/31	117	914	8
【東北文化の日】無料入館日	終了	2024/10/12	2024/11/4	24	465	19
くん蒸作業に伴う臨時休館	終了	2024/12/6	2024/12/20	15	116	8

(3) 条例・規則

○一関市芦東山記念館条例

平成19年3月22日
条例第26号

(設置)

第1条 芦東山に関する資料の収集、保存、展示等を行い、市民の教育、学術及び文化の向上に寄与するため、芦東山記念館(以下「記念館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
芦東山記念館	一関市大東町渋民字伊勢堂 71 番地 17

(職員)

第3条 記念館に、館長その他必要な職員を置く。

(運営委員会)

第4条 記念館の円滑な運営を図るため、芦東山記念館運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(入館料)

第5条 記念館に入館しようとする者は、別表に定める入館料を前納しなければならない。

(入館料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。

(入館料の不還付)

第7条 既納の入館料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の拒否等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 記念館の施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) その他記念館の管理上支障があると認められるとき。

(損害賠償)

第9条 自己の責めに帰すべき理由により記念館の施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月14日条例第22号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

区分	入館料(1人1回につき)	
	個人	団体(20人以上の場合をいう。)
高校生、大学生	200円	160円
一般	300円	240円

備考

- 1 期間を定めて特別の企画により資料を展示する場合において、その資料を観覧しようとする者については、その都度市長が定める額を別に徴収することができる。
- 2 「高校生、大学生」には、専門学校生及び大学院生を含む。
- 3 小学校就学の始期に達していない者、小学生及び中学生は、無料とする。

○一関市芦東山記念館管理運営規則

平成 19 年 3 月 30 日

規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、芦東山記念館(以下「記念館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 記念館の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 記念館に関する資料の収集、保存及び展示に関すること。
- (2) 記念館に必要な事業の企画並びに運営及び助言に関すること。
- (3) 記念館の資料の調査及び研究に関すること。
- (4) その他記念館の設置目的の達成に必要なこと。

(開館時間)

第 3 条 記念館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 4 条 記念館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日の直後の休日でない日)
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(入館の手續)

第 5 条 記念館に入館しようとする者は、一関市芦東山記念館条例(平成 19 年一関市条例第 26 号。以下「条例」という。)第 5 条に規定する入館料を納付し、入館券(様式第 1 号)の交付を受けなければならない。

(入館者の遵守事項)

第 6 条 記念館の入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく資料の撮影、複写、模造等を行わないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 他の入館者に迷惑の及ぶ行為をしないこと。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、職員の指示に従うこと。

(入館料の減免)

第7条 条例第6条の規定により入館料を減額し、又は免除する場合及びその割合は、次のとおりとする。

- (1) 教育課程に基づく教育活動として、小学校の児童又は中学校の生徒を引率する者が入館する場合 全額免除
- (2) 市が主催する事業に参加するため入館する場合 全額免除
- (3) 次に掲げる手帳のいずれかの交付を受けている者が当該手帳を係員に提示し、確認を受けて入館する場合及びその者に同行する介護者が入館する場合(ただし、当該手帳の交付を受けている者1人に対して減免の対象となる同行の介護者は、1人とする。) 全額免除

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付を受けた身体障害者手帳

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳

ウ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳

エ 知的障害者療育手帳交付規則(昭和49年岩手県規則第57号)第2条の規定により交付を受けた療育手帳

- (4) 市内に居住する65歳以上の高齢者がその身分を証する書面を提示して入館する場合 全額免除

- (5) その他市長が公益上特に必要と認める場合 市長が定める額

2 前項の規定により入館料の減免を受けようとする者は、芦東山記念館入館料減免申請書(様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、同項第3号及び第4号の規定により減免を受ける場合は、この限りでない。

(入館料の還付)

第8条 条例第7条ただし書の規定により入館料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他入館者の責めに帰することができない理由により観覧することができなくなった場合 既納額の全額
- (2) その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が相当と認める額(資料の貸出し、撮影等の許可)

第9条 学術上の研究のため資料の貸出しを受けようとする者又は撮影、複写、模造等を行おうとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、芦東山記念館資料貸出許可申請書(様式第3号)又は芦東山記念館資料撮影等許可申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理した場合において、資料の貸出し又は撮影、複写、模造等を許可したときは、芦東山記念館資料貸出許可書(様式第5号)又は芦東山記念館資料撮影等許可書(様式第6号)を交付するものとする。
(損傷等の届出)

第10条 記念館の施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は忘失した者は、その旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。
(資料の寄贈及び寄託)

第11条 記念館に、資料を寄贈しようとする者(以下「寄贈者」という。)は芦東山記念館資料寄贈申出書(様式第7号)を、資料を寄託しようとする者(以下「寄託者」という。)は芦東山記念館資料寄託申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出書又は申請書を受理した場合において、これを受けることを決定したときは、寄贈者に対し芦東山記念館資料受領書(様式第9号)を、寄託者に対し芦東山記念館資料受託書(様式第10号)を交付するものとする。

3 市長は、資料の寄贈を受けたときは、寄贈者の氏名及び寄贈年月日を記録するものとする。

4 資料の寄託は、無償とし、寄託を受けた資料の取扱いについては、寄託者と協議して定める。

5 災害その他不可抗力により寄託を受けた資料が損害を受けたときは、市は、その賠償の責めを負わない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月17日規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月20日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第38号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

※以下、各種様式省略

芦東山記念館研究報告

芦東山の思想的地位—人間論と政治論に注目して—

名誉館長 中村 安宏

はじめに

仙台藩儒・芦東山（元禄9年〈1696〉～安永5年〈1776〉）は、元文元年（1736）に開設された学問所の「学式」において、身分格式で席順を定めたことに反対し、翌元文2年に意見書を提出して処罰されたこと、そしてその幽閉生活の間に、主著である『無刑録』を執筆したことで知られている。幽閉生活は、加美郡宮崎村（現宮城県加美郡加美町）および栗原郡高清水村（現宮城県栗原市）において、元文3年（1738）から宝暦11年（1761）までの24年間にわたっており、『無刑録』が完成したのは宝暦5年（1755）である。

本稿では、この芦東山の意見書と『無刑録』に見られる思想について、人間論と政治論に注目し、享保6年（1721）以来の師である室鳩巢（万治元年〈1658〉～享保19年〈1734〉）と、鳩巢が対抗していた荻生徂徠（寛文6年〈1666〉～享保13年〈1728〉）との比較を通して、芦東山の思想的地位を示すことを目的とする。

さて仙台藩では、享保20年（1735）の高橋玉斎（天和3年〈1683〉～宝暦10年〈1760〉）による学問所開設の意見書が採用され、翌元文元年（1736）、学問所を開設して、教育方針を記した「学式」が制定された¹。その第1条にはつぎのようにある。

素読・講釈出席ノ者、面々階級之席^{其席ニテ}ヲ違ヘス、同列ハ老者ヲ進メ、少者幼者ハ長者ニ下リ、尊卑長幼ノ次第ヲ正シ、礼儀ヲ厳シ、出入進退恭敬遜順タルヘキ事、
凡テ輕者并諸陪臣等出席之者、其席ヲ踰ヘカラス、本件之式守ルヘキ事、

素読や講釈の際の席順は、身分格式の序列を優先し、同じ身分格式の場合は年齢順にするというものであった。これに対し、芦東山と佐藤成信は講堂での席順について意見書を提出し反対した（「講堂班列図」、『玩易斎遺稿』巻8²）。

¹ 「獅山公治家記録」元文元年（1736）11月1日条、『仙台市史 資料編2 近世1』（仙台市、1996年）所収。なお、獅山公は仙台藩5代藩主伊達吉村のこと。

² 『玩易斎遺稿』上巻（信山社、1998年）225頁。

講堂中ニテ只当番ノ講師一人其中ニ東面仕候故、其座列別段ニテ尊所ニ罷成候コト、
古人教学ノ法、講師ハ東面、諸生西面仕候……

東山らの構想では、講堂内の西側に講座を設け、当日担当する当番の講師は東向きに講義を行う。学生たちは東側にいて、北向きで受講する。それが「古人教学ノ法」であると言う。また非番の講師は、当番の講師と学生の間、講師から見て左側（監督者である学問所目付は右側）とし、

当番ノ講師ハ年若キ者、何様ナル軽キ者タリトモ、講積前モ、非番ノ講師ヨリ上ニ坐シ、
非番ノ講師ハ家筋ノ高下、役目ノ先後、俸禄ノ多少、有禄・無禄ノ品、師匠家・弟子家
ノ分ヲ論セス、只年ノ次第ヲ以テ、此ノ如ク列坐仕ル可キコト、

当番の講師は、年齢・身分格式に関係なく非番の講師よりも上座、非番の講師は家格・役職・俸禄・師弟に関係なく、年齢順に座るべきだと言う。そして学生たちについては、

此一列、北ヲ以テ上トシ、第一高年ナル者坐シ可申コト、
此二列モ同シク北ヲ以テ上トシ、第一列ニ坐スル者ヨリ八年若者坐シヘキコト、
三列・四列モ、一列・二列ノ例ヲ以テ、段々次第仕ルヘキコト、
四列以後、人数次第、五列ニモ六列ニモ仕ルヘキコト、

第一列の、講師から見て左側に最年長者が座り、そこを起点として、第二列、第三列と年齢順に座るべきだと言う。

要するに、教育の場において、尊卑貴賤よりは長幼を重視した。ここに芦東山の人間論が表れているが、その人間論と、師である室鳩巢からの思想的影響関係などについては2、3で扱う。

その前提として、室鳩巢と芦東山が批判していた荻生徂徠の人間論を、その政治論を踏まえた上で見ておこう。

1 荻生徂徠の政治論と人間論

荻生徂徠は、はじめ朱子学を講じていたが、享保2年(1717)から同5年(1720)のころに著した『弁道』『弁名』『論語徴』により、いわゆる徂徠学が成立する。享保12年(1727)には『政談』を8代将軍吉宗に提出している。

本節では、まず徂徠学の特徴がよく表れている政治論から見る。徂徠は、中国古代の先王の政治を理想として、礼楽を重んじる政治論を展開しているが、それを明確にするためには、儒学において本質的な「道」の理解を取り上げるのが有益である。

その前に、朱熹によって形成された朱子学の人間論と政治論について簡潔にまとめておこう。朱子学では、この世界に存在するものや、この世界に起こる出来事を「理」と「気」で説明する(理気二元論)。気とは、形をつくるものであり、陰陽の2つの気に分かれ、これらが組み合わさって木火土金水の5つの気(五行)となり、さらにこれらが組み合わさって万物を形成する。また気はエネルギーでもある。理とは、それぞれの事物をそうあらしめる根拠、そしてそれらがそうあるべき規則であり、天の命により万物に宿る。つまり自然界と人間界(社会も個人も)を貫いて理が存在しているのである。これを人間論について言えば、気によって身体が形成され、心臓にあるとされる「心」に理が宿る。これこそが人間が生まれつき持っている「性」であるとする(性即理)。つまり朱子学では孟子の性善説を継承し、性は天命により人間に賦与された理であるとして、この説を強化しているのである。そして本来の性(「本然の性」、仁義礼智信の五常の徳を形成する生まれつきの道徳的可能性)の自然に従うことによって道が実現すると言う。ただし理想的な聖人とは異なり、現実の人間の性には程度の差はあれ、私欲(気質)がまざっている(気質の性)。そこで、修養(居敬〈自らの理への畏敬を保つ〉と窮理〈事物の理を探っていく〉)を積み、私欲を去って誰でもが聖人に至れるとする。それを気質変化と言う。以上の修養により、まずは個人の修身(修己)を行い、その上で、治国平天下(治人)を行うというのが朱子学の政治論である。以上を踏まえて荻生徂徠の道について見る。

徂徠によれば道とは、「先王の道は、先王の造る所なり。天地自然の道に非ざるなり」(『弁道』³⁾)と、朱子学で言うような「天地自然の道」ではなく、中国古代の先王・聖人たちが制作・作爲したもの、つまり我々人間の外にあるものである。具体的には六経(詩・書・礼・楽・易・春秋)に存している。そして「先王の道は、天下を安んずるの道なり」(『弁道』⁴⁾)

³ 日本思想大系 36『荻生徂徠』(岩波書店、1973年)14頁、原漢文。

⁴ 日本思想大系 36『荻生徂徠』12頁、原漢文。

と、政治的なものである。

その道は礼楽刑政（制度）という為政者のための政治技術から、孝弟忠信・五倫・中庸という万人のための道德規範まで多彩な内容を含んでいる。徂徠は礼楽刑政のうちでは、礼楽を重視したが、「政は暴を禁じ、兵刑は人を殺す。……然れども要は天下を安んずるに帰するのみ」（『弁道』⁵）と、強制的な刑政も必要だとした。以上が徂徠の政治論である。

つぎに、このような道に人間が関わっていく拠り所と考えられていた徂徠の人間論を取り上げる。

徂徠は、朱子学（宋儒）の気質変化説を否定し、人間の気質は多様であり、その気質を変化させることはできないと説く。後述するように、これが芦東山にとって大きな問題であった。

気質を変化すると申候事は、宋儒の妄説にてならぬ事を人に責候無理之至に候。気質は何としても変化はならぬ物にて候。米はいつ迄も米、豆はいつまでも豆にて候。只気質を養ひ候て、其生れ得たる通りを成就いたし候が学問にて候。（『徂徠先生答問書』中巻⁶）

道は先王・聖人が制作・作為したもの、つまり外なるものである以上、朱子学のように人々は内なる善である「性の自然」に従うのではなく、この道を得ることをとおして善に「移る」ことが求められる。

人の性は万品にして、剛柔・軽重・遅疾・動静は得て変ずべからず。然れども皆な善く移るを以て其の性と為す。善に習へば則ち善、悪に習へば則ち悪なり。……其の所謂の善に習ひて善なるも、亦た其の養ひを得て以て材を成すを謂ふ。（『弁名』性情才⁷）

なお、これに関して徂徠が注目していたのは、「大氏、自然にして然る者は、天地の道なり。當為運用する所有る者は、人の性なり。後儒察せず、乃ち天理自然を以て道と為す」（『弁

⁵ 日本思想大系 36 『荻生徂徠』 19 頁、原漢文。

⁶ 『荻生徂徠全集』 第 1 卷（みすず書房、1973 年） 456 頁。

⁷ 日本思想大系 36 『荻生徂徠』 137 頁、原漢文。

道』⁸)、「大氏、先王・孔子の道は、皆な運用營為する所有り。而して其の要は養ひて以て成すに在り」(『弁道』⁹)とある、人間の誰もが持っている「運用營為」の才である。これは外在の道から養いを得ることによって、自分を形成・成就するための能力である。ただし前述したように、人間が生まれつき持っている気質はそれぞれに異なっている。徂徠は人間を統治者(君子)と被治者(小人)とに大きく区別し、統治者の場合はそれぞれに異なる気質を生かしながらそれぞれの徳や材を形成し、被治者の場合は良俗を形成すると言う。

2 室鳩巢の人間論と政治論

室鳩巢は、彼自身の回顧によれば、若いころは記誦詞章を学んでいたが、そののち悔悟し、諸儒諸説の間で当惑しながら、40歳に近いころになって朱子学を確信するに至ったという(「老学自叙」、『駿台雑話』巻1¹⁰)。40歳は元禄10年(1697)に当たる。そのころ鳩巢は、山崎闇斎門下(神儒兼学派)で仙台藩の遊佐木齋(万治元年〈1658〉～享保19年〈1734〉)と書簡で論争をしているが、元禄10年の木齋宛て「遊佐次郎左衛門に答ふる第3書」のなかで、神道に疑問を呈して「道に古今無く、彼我無し」と述べる¹¹。また同じく木齋に宛てた「遊佐次郎左衛門に与へて時として昏きこと有るを論ずる第1書」のなかで、朱熹の言葉は「賢愚に通じて上下礙げ無き」ものであると言う¹²。鳩巢は、中国の聖人の道、そしてそれを発明した朱子学の持つ古今・彼我・賢愚・上下に通じた普遍性を確信している。

この普遍性への確信は晩年においても貫かれている。むしろ深化しているとも言える。鳩巢は享保16年(1731)74歳の折の門弟との会話を、翌17年に集録して『駿台雑話』を作っているが、そのなかには、「翁かねて申事にて候。義理はふかき物にて候へども、義理の工夫は、我邦の人とても、からにおとるべきにもあらず」(「作文は読書にあり」、『駿台雑話』巻5¹³)、「人の性もと善なる程に、族姓にもよらず、ならはしにもよらず、乞食体の者にも、

⁸ 日本思想大系 36『荻生徂徠』15頁、原漢文。

⁹ 同前、20頁、原漢文。

¹⁰ 『日本随筆大成』第三期6(吉川弘文館、1977年)185～186頁。

¹¹ 日本思想大系 34『貝原益軒 室鳩巢』(岩波書店、1970年)247頁、原漢文。

¹² 同前、258頁、原漢文。

¹³ 『日本随筆大成』第三期6、345頁。

はからざるに義理をしるの心あるぞかし」（「二人の乞児」、『駿台雑話』巻3¹⁴）と見える。日本人であっても、どのような身分境遇の者であっても義理を知ることが可能なのだという。さらにつぎのようにも言う。

昔我朝勅撰の和歌集を見るに、いやしき野僧妓女の類も、天子公卿に名を列するは、倭歌に尊卑の差別なし。是を倭歌の徳といへり。今翁が節義を語るとて、良家名族の士に、乞食など迄を並べ挙て、ひとつに称するも、其心亦しかなり。節義に貴賤のへだてなし。是節義の徳といふべし。各にもきかれ候て、翁が議論不倫なりと思ひ給ふべからず。
（「二人の乞児」、『駿台雑話』巻3¹⁵）

「勅撰の和歌集」とあるが、説明からすると『万葉集』を指していよう。朱子学では、人間は誰でも性（生まれつき）として理が賦与されているとするが、ここで「節義に貴賤のへだてなし」と説いている鳩巢が朱子学を確信した大きな理由も、その人間論にあらう。

さて、以上の鳩巢の人間論を思想史的に位置づけるためには、近世日本において儒学が置かれていた歴史的・思想的な背景について見る必要がある。私は、それを博学—不学（無学）という視点で捉えている。

日本近世において、幕府や藩に仕えた儒学者に対して為政者側は、博識や難文の読解力、文筆能力を利用しようとするが多かった。幕府に仕えた林羅山の場合、外交文書や諸法度の起草、歴史書の編纂などに携わり、また百科事典代わりとしての役割も果たしていた。以上のような事情から、博学＝政治的実用の学と理解される向きがあった。

儒学者からすれば本領発揮の場が与えられていないということにもなる。しかし、江戸時代を通じて博識が尊ばれたのは、儒学者側にも原因があった。これは日本には科挙制度がなかったこととも関係しようが、日本の儒学者を取り囲んでいたのは、中国の士大夫（読書人）層なのではなく、武士やあるいは町人・百姓という「不学」「無学」な者たちであった。よって近世日本の儒学者にとっては、この多数の「不学」「無学」にどのように対していくかが問題であった。彼らに朱子学で説く窮理を求めることは難しい。文字の読み書きができない者も多い。このような社会においては、非「不学」＝博学であることが、儒学者が自ら

¹⁴ 『日本随筆大成』第三期6、287頁。

¹⁵ 同前、289～290頁。

の存在意義を確認する意識となる傾向があった。この意識は、博識への誇りと「不学」な武士や庶民への軽蔑意識とを含むことがあった。かつて羅山の子の林鷺峰に学んだことのある徂徠は、「見聞広く事実に行わた」る（『徂徠先生答問書』上¹⁶）ことをよしとして、「天下武家ノ手ニ渡ル。……何モ不学」「世間不学」（『政談』巻2・4¹⁷）と「不学」な者たちを批判する。徂徠が、道は具体的に六経に存していると説いたのも、博学を尊ぶ立場から見たとき、朱子学の道は、心を拠り所にした危ういものと捉えられたためであろう。

そのなかにあつて室鳩巢は、林羅山以来の当時の儒学者たちについて、博学を尊び徳行を疎かにしていると批判する。元禄9年（1696）に遊佐木斎に宛てた「遊佐次郎左衛門に答ふる第2書」のなかで言う。

近年商舶の載せて本邦に至る者、其の幾数なるを知らずして、世儒好みて之れを読み、乃ち強ひて駁雜の説を記し、多く猥瑣の事を識る。是れに由りて博聞の名を得、世の尚ぶ所と為る。羅山林氏、首めに此れを以て家に名づけてより、世の学者は翕然として郷慕し、逡相に師祖として、復た理義の学・聖賢の事業有るを知らず。¹⁸

前述したように、朱子学では誰もが生まれつき優れた道徳的本性を持っていることを言うが、鳩巢はこれにもとづき、近世日本の博学な儒学者による武士や庶民などの「不学」への軽蔑意識を、社会道徳実現の障害になっているとして克服し、むしろ「不学」層を評価しようとした。そして人間の行状（徳行）を重視する人間論を展開する¹⁹。

以上の人間論を踏まえて、鳩巢の政治論を見る。その際、荻生徂徠と比較することが有益である。徂徠は『政談』巻2で、つぎのように述べる。

一切ノコトニ無制度、衣服ヨリ家居・器物迄、貴賤ノ階級ナキ故、奢ヲ押ユル規則モナシ。是聖人ノ礼法・制度ヲ立タルト亦表裏ノ相違也。²⁰

¹⁶ 『荻生徂徠全集』第1巻、432～433頁。

¹⁷ 日本思想大系36『荻生徂徠』305頁、435頁。

¹⁸ 日本思想大系34『貝原益軒 室鳩巢』242～243頁、原漢文。

¹⁹ 拙稿「室鳩巢の朱子学変容」（『日本思想史学』第30号、1998年）参照。

²⁰ 日本思想大系36『荻生徂徠』305頁。

徂徠は貴賤の階級を重視し、礼法・制度を立ててそれを可視的に示すことを説いている。これに関して室鳩巢は、享保7年(1722)4月9日付けで、門人の奥村修運に宛てた書簡のなかで、つぎのように述べている。

先日も衣服料理等式法御定被遊度由有馬殿(御用取次・有馬氏倫一中村)被申候。……只今の風俗中々式法にて改り可申旨は不奉存候。元より前に急度御教令有之候て、諸人耳目を改候様致し、其後御法式出候様に仕度奉存候。(『兼山秘策』第5冊²¹⁾)

有馬氏倫が鳩巢に言った「衣服料理等式法御定被遊度」は、徂徠の発想を受けたものであろう。これに対し鳩巢は、式法よりは教令が先であると言う。それに関して紙面で提出したのが、享保7年4月の「百官等の法制を定め申候事、教道より先たるべく哉の旨御尋に付、古人の論並料簡の趣申上候」という意見書であろう。

宋の程顥(程明道一中村)の論に必有関雎麟趾之意、然後可行周官之法と申儀有之候。関雎麟趾、詩經の篇名にて御座候。此詩周の文王の徳、内より外に及候て、上下皆忠孝に成申事に御座候。たとひ周礼の法立候ても、人心忠厚に無之候はゞ、格式ばかりにて実義を取失ひ申にて可有之候。(『猷可録』卷下²²⁾)

鳩巢は法制よりも教道を第一とすべきことを説いている。室鳩巢と荻生徂徠とは、道德と制度の問題をめぐる対峙していたのである。

鳩巢は享保改革において、人材育成登用策と庶民教化策(享保7年の『六論衍義大意』の作成刊行など)の中心的役割を果たした。享保7年(1722)、8代将軍吉宗は、旗本惣領などの役職任用に際して選考制を導入し、文武兼備の人物を登用しようとして、室鳩巢に中国の科举制度についての調査と意見の提出とを求めた。

鳩巢は、「専ら家の高下を以て官に高下をば定候て、才能等の吟味には不及候」²³と、日本の世襲制に対しては批判的であったが、中国の科举制度についても、文章や詩に長じている

²¹ 滝本誠一編『日本経済叢書』巻2(1914年)、493頁。

²² 滝本誠一編『日本経済叢書』巻3(1914年)、189頁。

²³ 「先祖の官位を以其家の格に仕、自分の昇進を願申儀異国に其例も有之候哉と御尋に付申上候覚」享保7年7月6日、『猷可録』巻下、『日本経済叢書』巻3、191頁。

者を増やすだけであると其の導入には反対し、文武の才能に加えて行状についても優れた者を、組頭などの上司が推薦するという人材推薦策を答申した²⁴。吉宗が提示した学問・武術だけではなく行状を重視したこの献策は、前述した当時の学問界の現状を悲観し、何よりも徳行ある人物を評価しようとした鳩巢の朱子学にもとづいている。

これらの献策は、享保8年(1723)の足高の制、および享保9年(1724)の番入り(役職任用)選考制として、享保改革における人材育成登用策に結実した²⁵。

3 芦東山の人間論と政治論

本節では、以上を踏まえて芦東山の人間論と政治論を見る。この両論は深く関わっているが、まずは人間論を取り上げる。東山は安永3年(1774)の「人日示乞人2首」のなかで、つぎのように述べる。

何様ナル乞食モ同シク是レ天地万物ノ霊、仁義固有ノ天性ヲ備ル人民ニテ、匪人ト云フ可ラサル品々明白ナリ。上ヨリ田地ヲ授ケス、恒ノ産ナク、是非ニ及ハス饑寒ヲ免カルタメ、丐乞ノ人トナル。誠ニ哀ハレ至極ノ生涯ト云フベシ。万葉集ニ昔乞食スル者、蟹ヲ痛ミ、鹿ヲ哀ミテ作レル悲歌二首ヲ載セ、其哀ハレナル惻隠ノ情、仁心ノ発スル殊勝ノ志、見ル者感動セサルコトナク、王公大人モ感動惻愴、仁ヲ敦フシ愛ヲ博フシ給フ様ニナラセラルヘキ事ユヘ、朝臣貴人ノ歌ト同シク万葉集ニ載セラレ、今日寒貧徳林カ如キ者、此歌ヲ吟誦シ、哀レナルコト限リナシ。泪流ルハ有様、言語ニ述ベ難シ。(『玩易齋遺稿』卷15²⁶)

「乞食」も優れた道徳的本性を持っており、「乞食」の歌が「朝臣貴人」の歌とともに『万葉集』に収録されていると言う。これは室鳩巢の人間論を受けたものであろう。また、明和8年(1771)の「人日正実ノ歌並ニ反歌」のなかでは、つぎのように述べている。

²⁴ 「歴代選挙抄・追加」享保7年8月4日、『献可録』卷下、『日本経済叢書』卷3、194～214頁。

²⁵ 拙稿「室鳩巢と朱子学・享保改革—科举導入反対論を中心に—」(『日本思想史研究』第31号、1999年)参照。

²⁶ 『玩易齋遺稿』下卷(信山社、1998年)508～509頁。

天子ヨリ以下、何様ノ卑賤ナル庶民マテモ人ハ皆同シ人ニテ、タトヒ不正不実ノ大悪人モ人ノ形アルカラハ、其心モ人ノ心ニテ、其本心ハ天ヨリ受ケ得テ、其身ノ内ニ具ハリ、天日ノ如ク正シキ実ノ心根アラヌ人ハナシ。只氣持ナラハシワロク、私欲ノ邪念ニヒカレテ、大悪人桀紂盗蹠トモナリタル者、タトヒ左様ノ大悪人トナリテモ、其本心ハ天日ノ如ク、堯舜ト同然ナル正実ノ本性アル故、学問ニ志ヲ起シ、恥チ憤リテ、私欲ノ邪念ヲ克チ去リ、氣質ヲ変化スレバ、則チ堯舜同然ノ人トナリ、其心恒ニ正シク、一筋ニ実ヲ務メ、日ノ如クアメツチテラス心根ノ人トナルベキコト疑ヒナシ。(『玩易齋遺稿』卷10²⁷)

天子から庶民まで尊卑貴賤に関係なく平等に優れた「本心」を持っており、私欲を去って氣質変化をすれば聖人になることができると言う。これは基本的に朱子学の人間論・修養論によっており、天子から庶民まで尊卑貴賤に関係ないことに言及しているところは鳩巢によっていよう。芦東山の人間論が、室鳩巢のそれを受けたものであることは明らかであろう。

つぎに『無刑録』を取り上げて、芦東山の政治論について検討する。『無刑録』は師である鳩巢が東山に託したものであった。箴子融の「東山先生講書余談」に言う。

室新助殿ニテ先生へ託セラシハ、刑律ノ書、吾老テ成ス能ハス。貴方之ヲ述ラルベシ。貴方ガ此書ノ成ラサル内、吾ハ死セン。吾死ストモ吾カ子仲三郎ニ委曲ニ伝ヘ置カン。其書成ラハ、仲三郎ニ遣スベシ。公方様へ献セントナリ。(『玩易齋遺稿』卷11²⁸)

筆者の箴子融については未詳。鳩巢の子の仲三郎は、室勿軒のことである。鳩巢は徳川將軍へ献上することを考えていたことが記されている。この「刑律ノ書」がのちに『無刑録』となって結実する。その主旨は、「刑法ヲ以テ教化ノ輔トナシ、天下ノ民一人モ刑ニ陥ル者ナク、刑法ヲ用ルコトナクシテ、徳沢四海ニ及ヒ、万民其生ヲ全フスルコトヲ期シ給フノ外ナシ。故ニ無刑ヲ以テ刑法至極ノ本意覚悟トナス」(「無刑録篇目解釈」、『玩易齋遺稿』卷14²⁹)とするものである。徂徠学の政治論と比較するために、この『無刑録』の内容を「礼」に注目して見ていこう。

²⁷ 『玩易齋遺稿』上巻、331～332頁。

²⁸ 同前、368頁。

²⁹ 『玩易齋遺稿』下巻、482頁。

蓋し礼とは徳を立つる所以、刑とは教へを弼くる所以なり。(『無刑録』元老院蔵版、明治10年〈1877〉、巻1、4丁裏³⁰)

礼や刑は、徳や教えを実践する手段であることが説かれている。前述したように徂徠にとって礼や刑は統治者が習得を目指すべきものであった。

礼なる者は、理の易ふべからざる者なり。楽なる者は、情の変ふべからざる者なり。故に凡そ国家の事は、礼楽に本づかざれば、則ち理に悖り情に扞りて、一定の制無くして、民は従ふ所を知らず。(『無刑録』巻2、58丁表³¹)

ここでは礼は理にもとづくものであることが説かれている。なお徂徠は朱子学の窮理について、『弁名』理のなかで「聖人の事にして、凡人の能くせざる所なり」と³²、一般の人間には不可能であることを述べている。さらに東山は言う(下線は中村)。

礼は治の経にして、刑は治を輔くるの具なり。徳は礼の本にして、罰は礼を助くるの法なり。……予、之れを室先生に聞くに、曰く、性とは天下の至理にして、万善の総名なり。苟も此ここに明らかならざれば、則ち学を為すこと勤むと雖も、心を用ふること深しと雖も、終に斯の道の実を得ること能はざるなり。……と。近世の俗儒は、往々程朱の性理の学を議して、偏に氣質を指して性と為す者有り。又た其の説を広めて、仁義は自然の理に非ず、氣質は変ずべからずと曰ふ者有り。之れを要するに亦た荀・楊の垂流なり。若し之れをして政を為さしめば、則ち其の弊は、必ず將に礼教を以て人を化するに足らずと為し、乃ち刑法を嚴にして以て之れを迫恐し、夫の人をして強ひて上を敬し、外は礼義を仮り、内は姦悪を抱き、相率ひて偽罔の行ひを為さしめて乃ち已まんとす。……秦漢以来、刑法を以て世を制して、風を移し俗を易ふること能はざるは、正に上に在る者の理に明らかならず、氣質を变化するの道を知らざるに由るのみ。然らば則ち徳

³⁰ 早稲田大学古典籍総合データベース、原漢文。

https://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/wa04/wa04_06313/index.html

³¹ 同前、原漢文。

³² 日本思想大系 36 『荻生徂徠』 150 頁。

を明かにし礼を修めて、以て刑措の隆に致さんと欲する者は、性理の学に従事せずして可ならんや。何をか性理の学と謂ふ。理を窮め性を尽くし、以て命に至り、能く人をして能く其の氣質を変じ、性命の理に順はしむるなり。(『無刑録』巻2、63丁表～64丁表³³⁾)

政治の基本は礼であるが、その礼は徳にもとづくものであると言う。「荀」は性悪説を唱えた荀況、「楊」は為我説を唱えた楊朱のこと。「偏に氣質を指して性と為す」「仁義は自然の理に非ず、氣質は変ずべからずと曰ふ」は、徂徠学を念頭に置いていよう。東山は、室鳩巢の思想を抛り所にして、理にもとづく氣質変化を否定すると、礼教よりも刑法が重視されることになるとして、徂徠学を構造的に批判しているのである。

おわりに―芦東山の思想史的位置

本稿では人間論と政治論に注目し、芦東山の思想史的位置について、師である室鳩巢、および鳩巢が対抗していた荻生徂徠との関係を考察してきた。東山が幽閉生活を送るきっかけとなった学問所の席順に関する意見書は鳩巢の道徳的平等の思想、その幽閉生活の間に完成した『無刑録』は朱熹から鳩巢に継承された氣質変化説が基本となっていること、さらに、これらは鳩巢の徂徠学批判にもとづくものであることが明らかとなった。このうち鳩巢の思想は、享保改革の人材育成登用策と庶民教化策に結実したのに対し、東山は、師の思想を応用することにより、席順に関する意見書へと、また徂徠学においては結局は刑法が重視されることになるとして、『無刑録』へと結実させた。

付記

本稿は2024年9月22日に開催された、芦東山記念館名誉館長講座「室鳩巢と芦東山―鳩巢の思想と東山が得たもの―」をもとにしたものである。

³³ 早稲田大学古典籍総合データベース、原漢文。

芦東山の天文暦学に関する基礎的考察

主任学芸員 高橋 紘

はじめに

芦東山(1696～1776)は江戸時代中期の仙台藩の儒学者である。教育刑を説いた『無刑録』からもうかがわれるように、彼の思想は、儒学はもとより国学、天文学、暦学、易学、医学、神道など幅広い教養に裏付けられている。このため『無刑録』に至る東山の思想形成を考えるにあたって、諸分野の学問系譜や人的交流を解明することも重要な課題である。そのような視点から、本稿では天文暦学の学問系譜とそれにまつわる交流関係を取り上げ若干の検討を加える。

『芦東山日記』には、例えば「風、此夜九ツ時、木星月ヲ貫ク」という木星食¹、日食²、月食³、新暦⁴のことなど、天文現象や暦に関する記載を見出すことができる。また、関係資料からは改暦にも関心を寄せ⁵、仙台藩の天文暦学にまつわる人々と交流を持っていたことが知られる。また後述するように、天文・暦への関心は、少年期から老齢期に至るまで継続した。

そして先行研究によれば、東山は天文を実用の学と呼び、その学とは運氣を学び天体観測を通じて未来を予測することと考えていたとされる(黒須 2006)。

本稿では先行研究に学びながら新たに見出した資料も交え、東山の天文暦学について概観し、その上で東山と仙台藩の天文暦学関係者との交流についてみていく。なお、『芦東山日記』・『玩易齋遺稿』⁶を除き、芦東山記念館収蔵資料に言及する場合は請求記号を明記した。加えて文中では常用漢字を用い、史料の引用に際して、割注は〈 〉で示した。年齢表記は数え年である。

¹ 延享元年(1744) 3月12日条

² 延享3年(1746) 2月朔日条など

³ 宝暦8年(1758) 6月16日条など

⁴ 宝暦4年(1754) 12月19日条

⁵ 『玩易齋遺稿』巻之12、文書部、私文類、8番、寛延4年(宝暦元年・1751)月日不明某宛書状。なお、本稿において『玩易齋遺稿』は、『玩易齋遺稿』上下巻(日本立法資料全集別巻104・105、1998、信山社)を使用した。

⁶ 本稿において『芦東山日記』は、橘川俊忠校訂『芦東山日記』(神奈川大学日本常民文化叢書4、1998、平凡社)を使用した。

1 芦東山と仙台藩の天文暦学

(1) 幼少期の学習

東山の天文暦学の初学期は判然としない。芦文八郎氏は東山が少壯の頃を懐古した文章のなかに、現在の宮城県気仙沼市馬籠の大東和尚から天文、暦学、算数を学んだと述べているものがあり、この和尚を馬籠の大東家（佐藤家）に滞在していた和尚のことであるとした（芦 1982）。芦氏はのちに自説に修正を加え、大東和尚は東山の祖父である岩渕作左衛門が東山の家庭教師として招いた桃井素忠であるとした（芦 1983）。桃井は明石松平家の旧臣で、山鹿素行の門流に属していた浪人とも伝えられる人物である。謎が多い人物であるが、東山は幼少期の学問の師に留まらず、生涯慕っていた⁷。

現状、寡聞にして芦氏が指摘する文章を見い出せておらず、詳らかにし得ないが、芦氏の研究によれば、東山は桃井から天文暦学の手解きを受けたようである。

(2) 江志知辰からの学び

その東山が本格的に天文暦学を学んだのは、仙台遊学中の宝永7（1710）年、東山15歳の時であった。同年6月、東山は故郷である渋民村（一関市大東町渋民）から仙台に登り、薬種問屋である大和屋星久四郎の世話になりながら、吉田儒軒に儒学を学び、11月仙台藩の儒役田辺希賢に入門、12月に藩生となり、帯刀が許された。東山はこの年江志知辰から天文、卜筮、暦算を学んだ⁸。

江志は慶安3年（1650）に生まれ、諱が知辰、彦惣と称し、卜格と号した。8歳で母、13歳で父を亡くし、その後覚範寺の徹宗和尚に従って広く学んだという。その後の寛文10年（1670）、徹宗和尚の推薦で仙台藩勘定役となり江戸に勤仕した。その頃に中西流算術を中西正典、易学を東禅寺の天霊禅師に学んだ。そして元禄6年（1693）ごろに保井春海（渋川春海）から天文を学び、貞享暦を伝えられた。元禄16年（1703）には仙台藩4代藩主伊達綱村が官舎で「天地之二球」（天球儀・地球儀か）をみた時に「天地之大意」を説明し、のちに5代藩主となる吉村が二球をみた際にも対応している。その後の正徳4年（1714）、66

⁷ 芦文八郎編著『生誕三百年記念 芦東山先生伝』（芦東山先生記念館、1995）、大藤修「仙台藩儒学者芦東山の生涯と関係史料の伝来・構成：付「芦東山記念館所蔵史料目録」」（東北大学大学院文学研究科東北文化研究室編『東北文化研究室紀要』53、2011）、なお、芦東山記念館では桃井関係資料も一部保管している。請求記号：11、13、17、98 など

⁸ 『玩易齋遺稿』卷之8附録

歳で没した⁹。

東山の弟子が東山の講話の余談を書き記した「東山先生講書余談¹⁰」には、東山が江志のもとで学んでいたときの同門たちについて記されている。そこには「先生、ヒコサウニ行カル、節ニハ、セウデンと云ヘル盲人（今ノ町ヨリ通フ）、ホウミヤウ院トイヘル山伏、ハンセウ院トイヘル山伏、金成太平（学校ノ目付）、岡部市左衛門、遠藤七左衛門ニテモヒコサウノ門人ヨキ故ニ渋川六蔵殿ヘモ遣ハスナリ。」とある。

同門全員が記されているわけではなかろうが、視覚障害者や山伏、金成太平が元文元年（1736）に学問所が創立された際に目付となった金成六平の誤記だとすれば易学者、東山と交流があった儒学者岡部市左衛門（岡部重時）が集っていたことがわかる。そして遠藤七左衛門は後述するように、渋川六蔵（渋川春海）に入門し、仙台藩初代天文方となった遠藤盛俊である。

黒須潔氏は、江志の門人に算術と易学・天文道という二つのグループがあったと指摘している（黒須 2004）。門人たちを明確に区別できるか不安が残るが、黒須氏の指摘するところの易学・天文道系の人物たちが東山の周辺にいたということは認められよう。

(3) 渋川春海の学問の受容

江志が天文を学んだのが渋川春海である。江戸時代の科学者ともされる春海であるが、その学問の実態は山崎闇斎や土御門泰福の影響を受けた土守神道であった。その内実は大きく分けて神道・兵法・天文・暦算術で構成され、泰福が闇斎の垂加神道の影響を受けて興した土御門神道（安家神道）を基礎に、貞享暦など春海の独自の見解が付加されている。その思想は難解であるが、宇宙の始まりを日本神話の天地開闢に重ね合わせた解釈を行っており、渋川の天文暦学は土守神道に組み込まれていた。仙台藩と渋川の関係は元禄元年（1688）頃には始まっており、仙台藩は藩士を春海に入門させ、その学問を受容した（高橋 2023a）。そして、江志は仙台藩において最初に春海から天文を学んだ人物である（黒須 2004）。

なお「東山先生講書余談」には、安井助左衛門（渋川春海）は嘉先生（山崎闇斎）の門人として神学を学んだとしたうえで、「先生モ安井ノ事ヲ誉ニ天文ノ至処ニ至レリト云ハレタリ。」などとあり、春海に言及した箇所が複数確認できる。また、東山は春海について、「春海翁ハ本朝無双ノ天学非常ノ大人物那台々未発ノ義ヲ発シ申程ノ義、千万仰慕申事ニ御座

⁹ 菊田定郷『仙台人名大辞書』（復刻版、宝文社、2000）および「仙台金石志」巻之 20（『仙台叢書』（復刻版、第 14 巻、仙台叢書刊行会、1972 所収）

¹⁰ 『玩易齋遺稿』巻之 11

候。」と述べた書状もある¹¹。

ここまでのことを踏まえると、東山は江志から暦算術を含みつつも江志から神道や天文道を中心にした内容を学んだと考えられる。つまり江志を介して、春海に連なる学問を部分的に受容していたのである。江志からの学びは、後述する佐竹義根の存在と合わせ東山の天文暦学に関する知識の基礎となった。

2 天文暦学にまつわる群像

芦東山に関する資料は比較的豊富に残されている。例えば東山にまつわる書状は数百点単位で残り、ここまでたびたび言及した『玩易齋遺稿』は、大正8年(1919)から9年(1920)にかけて、芦祥平・岡濯・鈴木成三(省三)が東山の遺稿と関連資料を清書して、「経伝釈義類」、「詩文歌類」、「上書類」、「文書類」、「雑部」などに分類して編纂した遺稿集である。また明治期から大正期にかけて、東山と縁深い仙台岡家によって編まれた東山の遺文集「東山集¹²」などもある。そして何より東山の日記が残る。

本章ではこれらの資料から東山と交流を持った仙台藩領の天文暦学にまつわる主な人物を紹介する。ただし、仙台藩の天文暦学史における重要人物である佐竹義根(元禄2年(1689)～明和4年(1767))については、関係資料も多いことから本稿に關係する部分の紹介に留め、別稿を期すことにしたい。

佐竹は磐井郡平泉中尊寺境内(平泉町)に生まれ、東山の母系親族であった。彼は次に述べる遠藤盛俊から土守神道の思想部分の統伝を引き継ぎ、最終的に天文生となった人物である。芦東山記念館には佐竹－東山間の書状が残され¹³、『芦東山日記』には、東山が佐竹から「天文図解」や「天文図」を借用したことが見えるなど頻出する¹⁴。佐竹を除いても東山の周辺には天文暦学にまつわる人物が散見される。

(1) 遠藤盛俊

仙台藩士、仙台藩初代天文方。寛文12年(1672)?～享保19年(1734)、諱は衛久、盛

¹¹ 『玩易齋遺稿』巻之12、文書類、私書類、8番、寛延4年(宝暦元年)月日不明某宛書状。なお、この書状によると、東山は遠藤盛俊の後を受け、仙台藩天文方となった戸板保佑とも面識があった可能性がある。

¹² 仙台市民図書館蔵、国書データベースにて画像を確認した。

¹³ 請求記号323、345など

¹⁴ 寛延3年(1750)10月30日条など

俊。小五郎のちに七左衛門と称し、黄赤子、一葉軒と号した。著作には「昼夜長短之図」、『天地儀解』などがある。はじめ江志知辰に天文を習い、仙台藩4代藩主伊達綱村の命で渋川春海に入門、正徳4年(1714)に春海の子である渋川昔尹から暦学伝授を受けた。遠藤は、正徳5年(1715)、臨終の春海から秘伝の全てと秘伝書、重要物品一式を預かり、渋川家に相応しい人物が現れた際に返伝するよう遺言された。渋川家では春海に先立って後継である昔尹が正徳5年、敬尹が享保11年(1726)、後述する敬也(入間川重恒)が享保12年(1727)と当主の早逝が続き、結果として遠藤は返伝を果たすことができず、思想的な部分(神道・兵法・天文道)を佐竹義根に、暦算術を戸板保佑に託した。

東山と遠藤の交流は、享保7年(1722)日記などから知られる¹⁵。2月10日条では、東山は遠藤からの依頼で「七十ノ賀ノ詩」を作っている。

(2) 岡部重時

仙台藩士、儒学者。延宝7年(1679)～延享4年(1747)。重時、一名が澄、字は止甫。延之助と称し、一左衛門、清江と号した。田中桐江(富春叟)、佐久間洞巖等と交流を持ち、江志知辰から天文を学んだ¹⁶。

東山との関係がみえ始めるのは、東山が仙台に登った宝永7年のことである。『玩易齋遺稿』巻之8附録によれば、東山はこの年に儒学の教えを受けている。また岡部は東山の祖父作左衛門、父卯左衛門、甥宇左衛門とも交流があり、岡部からの書状や卯左衛門が岡部等に宛てた遺言書も残る¹⁷。日記においても岡部の名が確認できる¹⁸。

岡部は儒学者であるが、戸板保佑の一代記「多植茂蕃一代記」には、享保14年(1729)9月から岡部より五経、天文、文章を習ったと記されており、天文を教示することもあった。

(3) 入間川重恒

仙台藩士、元禄元年(1688)?～享保12年(1727)、なお生年については諸説ある。市十郎と称し、黄白子、春水と号した。のち渋川家の養子となり渋川図書敬也と称し、幕府天文方を務めた。著作には『元資要弁』、『春海先生実記』、『天文日刻或問』、『天文正教論』などがある。遠藤盛俊から天文を習い、享保6年(1721)に渋川敬尹の養子となった。享保11

¹⁵ 正月23日条、2月9日条、2月10日条、7月12日条など。7月12日条では、東山は代屋(屋代)柳町の遠藤七左衛門方へ見舞に行っている。

¹⁶ 菊田定郷『仙台人名大辞書』(復刻版、宝文社、2000)

¹⁷ 『玩易齋遺稿』巻之8附録、請求記号253、254、261

¹⁸ 享保7年正月4日、11月21日条、12月29日条、享保8年(1723)6月晦日条、寛延元年(1748)4月14日条など

年（1726）に幕府天文方に就任したものの、翌年急逝した。入間川の死を巡っては、「東山先生講書余談」のなかに「世ニ云フ此人毒殺ニ逢ヘルト。」とみえ、毒殺の風説があったことを伝える。以下に紹介する書簡のなかでも、東山は入間川毒殺説について所感を述べている。

東山との関係は、東山の閏月 23 日付佐竹義根宛書状¹⁹からうかがわれる。同状が含まれる『東山集』から東山と入間川の関係について言及したものとして、青木千枝子氏の研究がある（青木 1995、1996）。青木氏は、日付と文中の土用の語句から、本状を宝暦 9 年（1759）7 月 23 日の書状と位置付けた。そして、東山と入間川の関係は東山が儒学以外のあらゆる学問の学習に励んだという事績から、遠藤盛俊の同門として始まったと推測した（青木 1995）。このうち本状の年月については、書状中に「閏月」とあることも踏まえると、7 月ではなく閏 7 月かと思われる。

青木氏の研究を参考に本状を整理すると、東山は佐竹が推歩していた七曜暦にふれたのち、入間川の死について回想している。そのなかで天文にも詳しくあった明代の劉基が胡惟庸に毒殺されたという故事に思い至って、享保 6 年（1721）から翌年にかけての日記を見たとき、「六年七月二十五日晴天昼方入間川市十郎来り、夜四つ過まで身上之事不同意ノ品々議論」と記している。東山は、入間川が渋川家の養子となることに反対であったことがうかがわれる。また、「私二十六ノ年ニて只一筋ニ偏僻至極ナル見識」とし、以降、入間川は一切来ることがなかったと記している。このことから東山と入間川の交流は、入間川の仙台藩士時代である享保 6 年までのことであることが知られる。

(4) 高野兼良

仙台藩士、儒学者、天文家。宝永 5 年（1708）～宝暦 8 年（1758）。諱は兼良。兵蔵と称し、立斎、春麟と号した。著作には「金玉其相²⁰」、「潮汐図説²¹」などがある。伊達吉村に仕え世子の伝役を務め、のちに評定所御役人となった。広く経史を研究し、天文関係は始め遠藤盛俊に付き、遠藤の没後は佐竹義根に付いて統伝を受けた²²。

寛延 4 年（1751）日記の 11 月 14 日条には、罪人への仰せ渡しについて高野と論談する夢を見たときと記されている。あくまで夢の話であり、この時東山は幽閉の身であったから、対面

¹⁹ 『東山集』巻 5 所収

²⁰ 宮城県図書館所蔵

²¹ 宮城県図書館所蔵

²² 菊田定郷『仙台人名大辞書』（復刻版、宝文社、2000）および「仙台金石志」巻之 20（『仙台叢書』（復刻版、第 14 巻、仙台叢書刊行会、1972 所収）

して交流していたとは考えづらく、現状ほかに高野との交遊を示す記載も見出せない。加えて高野は、東山が幽閉を解かれる以前の宝暦8年に没している。ただ、高野を登用していた高野倫兼²³は、解放後の東山から『無刑録』を借用するなど交流関係にあった²⁴。これを踏まえると東山と高野は幽閉以前から付き合いがあったか、書状を介して交流を持っていた可能性があろう。

(5) 大塚頼充

仙台藩士、天文家。享保17年(1732)～享和元年(1801)、諱が頼充。善右衛門と称し、春湖、東嶽と号した。畠山敬之の次男であり、大塚頼弘の婿となり大塚家を継承した。寛延3年(1750)、伊達宗村の小姓となった。若くして佐竹義根に入門、天文曆術・神道・兵法・占候・易ト・北辰三天・九道秘訣・諸祝事などを学び、宝暦10年(1760)に伝を受けた。寛政3年(1791)には仙台坊主町龍宝寺の蔵書管理を任され、藩士への蔵書貸出を許可した。また寛政6年(1794)には、大塚が磐井郡東山荘下折壁村の内亀沢に生息していた筍竹の材料となる著を、土御門家に献上した所たいへん喜ばれ、合歡草という名前をもらい、以後、藩命で領内の著の製作にあたったとされる²⁵。

東山との関係は現在のところ宝暦13年(1763)日記²⁶に見える。9月朔日条に、「日食四分初虧辰正四刻起西南巳初四刻甚於正南巳正四刻復於東南食甚佐竹九吉弟子大塚善右衛門高橋通三云る通り日食ス」とあり、東山は大塚及び次に紹介する高橋通三と交流があったことがうかがわれる。

東山は宝暦11年(1761)に24年に及ぶ幽閉生活を終えており、後述する桜田伝右衛門と合わせ、東山が後半生においても天文曆学関係者、特に佐竹義根の弟子たちと交流を持っていたことを示す記述である。

またこの日食は宝暦13年曆に記載のないもので、当時の曆法である宝暦曆への信頼を大きく揺るがした。上記のとおり仙台藩においては事前に予測されており、佐竹は門人であった佐藤五郎兵衛を土御門家への使者とし、日食が曆に掲載されていない旨を伝えている²⁷。

²³ 元禄14年(1701)～天明2年(1782)。仙台藩士、儒学者、平沢要害(宮城県刈田郡蔵王町)を領した。幼名左太郎、隼人、また備中と称し、詠帰亭また後楽と号した。

²⁴ 『芦東山日記』明和7年(1770)5月17日条、同年12月11日条など

²⁵ 『伊達世臣家譜続編乙集』14之3、大塚条(『伊達世臣家譜続編』第4巻、宝文社、1978)、「仙台金石志」巻之20(『仙台叢書』(復刻版、第14巻、仙台叢書刊行会、1972所収)

²⁶ 岩手県立図書館蔵

²⁷ 『春海先生実記』(登米市歴史博物館所蔵本)、佐藤五郎兵衛関係資料

なお、土佐の川谷貞六、薩摩の磯永孫四郎、京都の西村遠里、豊後の綾部璋庵（麻田剛立）など各地の暦算家もこの日食を予測していた。

(6) 高橋通三

仙台藩鍼医、天文家。？～安永4年(1775)。二三郎、由之。宝暦2年、伊達宗村の近習医となった。経歴については不明な点も多いが、佐竹義根から暦道の免許を受けた²⁸。

なお、林子平は明和2年(1722)の上書において、「当時御国にても儒家の博学には、田辺喜右衛門・葦幸七・高野備中・斎藤林大夫・別所玄李・畠中多仲、詩には新井彦四郎、天文暦術には戸板善太郎・高橋通三²⁹」と儒学の博学として葦幸七（芦東山）ら、天文暦算術に精通した人物として、戸板善太郎（戸板保佑）と高橋を挙げている。

東山との関係は今のところ大塚と同じく、宝暦13年日記9月朔日条に見えるばかりである。

(7) 桜田伝右衛門

天文家。？～寛政7年(1795)。諱は利慶。春塩と号した。詳細は不明であるが佐竹の高弟であり、彼から天文道の統伝を受け、のちにその統伝を名取春仲に授けた³⁰。

東山との関係は、明和9年(1772)日記から知られる³¹。東山は明和9年9月から10月にかけて、異腹弟である斎藤道益が住む石巻を訪ねた。石巻では桜田のほかにも米沢の算者船山藤太夫とも面会している³²。東山を複数回訪ねた桜田は、諸事の相談、『万葉集』一卷を持参するなど交流を深めている。

日記に加えて芦東山記念館が所有する安永元年（明和9年より改元、1772）12月29日付芦東山書状にも短文であるが桜田のことが見える³³。本状は交流のあった気仙郡の吉田卯源治（大肝入である吉田平五郎の息子）に対して、この年に行った登米・石巻方面への旅行を報告した内容であり、日記との対照が可能である。本状によると日記には見えないが、桜田は銭座（鑄銭場のことか）の用事で石巻まで下ってきたようである。そして、桜田と東山はともに仙台に上るつもりだったが、東山の都合で果たされなかった。

²⁸ 「殿村晴辰天文伝書・春山翁江文通留控」（『天文暦学者名取春仲と門人たち 岩出山町史資料集 第3集』2004所収）

²⁹ 『仙台叢書』（復刻版）第2巻、仙台叢書刊行会、1971所収

³⁰ 「桜田伝右衛門宛一貫之許状」・「安家天文道士金極秘伝并誠偽伝奥書」（『天文暦学者名取春仲と門人たち 岩出山町史資料集 第3集』2004所収）

³¹ 明和9年10月3～17日条

³² 9月28日条

³³ 請求記号141

おわりに

ここまで東山の天文暦学に関する学問系譜とそれにまつわる交流関係を取り上げ、検討を加えてきた。現状確認できる資料からは、東山が生涯にわたって天文・暦に関心を寄せており、彼の天文・暦に関する知識は、神道や天文道など思想的な内容が中心であったことがうかがわれる。

そして、東山は遠藤盛俊、佐竹義根とその弟子たち、仲違いをしたものの入間川重恒など仙台藩の天文暦学関係者と広く交流していた。佐竹とその周辺の人々との交流が確認しやすいのは、東山と佐竹の親族関係に留まらず、天文暦学の受容のあり方を示しているのかもしれない。また東山は佐竹に対して、娘婿である畑中太忠が連歌は得意であるが実学である天文については学ばないと憂うこともあった（黒須 2006）。東山は天文暦学を、身につけておくべき教養のひとつと考えていた。

本稿で引用した以外にも芦東山関係資料は相当数残されており、今後の調査研究によって、東山の天文暦学について解明が進むであろう。加えて本稿で若干言及した佐竹との関係、芦東山家で作成された暦面裡書（高橋 2023b）の分析など残された課題も少なくない。また、東山が生涯の師と仰いだのは室鳩巢であったが、その学問形成のなかで田辺希賢や浅井義斎、三宅尚斎といった山崎闇齋に連なる人物から学びを受けている。加えて東山の世界観・宇宙観には闇齋に通ずる箇所があるという指摘もある（王 2016）。

渋川春海の学問が闇齋学の影響を受けているこのことを踏まえると、東山の神道観や世界観、宇宙観との関わりから彼の天文暦学について検討する必要もあろう。今後の課題としたい。

付記

本稿の成稿に際して、黒須潔氏作成の HP「仙台藩の天文史」から多くの学びを得た。

(<https://mdonchan.web.fc2.com/>)

参考文献

青木千枝子「『東山集』余録 渋川敬也の死をめぐって（上）」（『仙台郷土研究』復刊 20 巻 2 号（通巻 251 号）、1995）

青木千枝子「『東山集』余録 渋川敬也の死をめぐって（下）」（『仙台郷土研究』復刊 21 巻

- 1号（通巻252号）、1996）
- 芦文八郎「芦東山幼少の師「観義桃井素忠師」について－馬籠大東家との関係」（『東山研究』第3集、1982）
- 芦文八郎「桃井素忠師再論」（『東山研究』第4集、1983）
- 芦文八郎編著『生誕三百年記念 芦東山先生伝』（芦東山先生記念館、1995）
- 大藤修「仙台藩儒学者芦東山の生涯と関係史料の伝来・構成：付「芦東山記念館所蔵史料目録」（東北大学大学院文学研究科東北文化研究室編『東北文化研究室紀要』53、2011）
- 王小林「芦東山と江戸国学－「太陽吟」に見える「誠」と「心」を手がかりに－」（稲畑耕一郎・原田信編『一関市委託調査研究 芦東山とその主著『無刑録』に関わる調査研究 報告書（平成26年度[2014年度]－平成29年度[2017年度]）』、早稲田大学中国古籍文化研究所、2019、初出は2016）
- 黒須潔「仙台藩天文学の黎明期に関する一考察 土守神道と近代天文学の成立」（『仙台郷土研究』復刊29巻1号（通関268号）、2004）
- 黒須潔「天文生 佐竹義根」（『仙台郷土研究』復刊第31巻第1号（通巻272号）、2006）
- 高橋紘「渋川春海と一関藩主田村家」（『一関市博物館研究報告』第26号、2023a）
- 高橋紘「「曆面裡書」と高橋清治郎」（『北の歴史から』9号、2023b）

史料紹介「勇蔵宛て東民書状」

専門学芸調査員 張 基善

はじめに

本稿は芦東山記念館が令和6年度に入手した、勇蔵宛て東民書状について紹介するものである。文面に登場する人物について特定し、今後の分析のため、書状の作成年代について参考となる事項を確認する。

書状作成者の東民は芦東山（以下は東山とも）のことで、宝暦13年（1763）7月1日条の東山の日記に「此朝芦野東民ト号ス」とある（橘川 1998。以下、日記の記事は同典拠）。日記からは書状に登場する他人物についても確認できるので、書状の作成年に関連する日記の残存状況を記して置く。

仙台藩の学問所（後の養賢堂）における座列について上申したことで、重臣石母田家に「他人預け」の身となっていた東山とその家族は、宝暦11年（1761）3月21日、「親類預け」に減刑され、故郷である磐井郡東山の渋民村に帰ってくる。翌年、赦免を受けた東山は、死去する安永5年（1776）まで渋民村で生活を送る。帰郷してから死去の間に、東山は日記を書き続けたと推測されるが、現存するのは宝暦12年（1762）・同13年、明和3年（1766）・同7年（1770）・同9年（1772、安永元年）・安永5年の6ヶ年分である。

日記からは東山の日々の生活について窺うことができるが、特に訪問など人的交流や贈答、書状の遣り取りについて細かく書いているのが特徴である。書状の場合、相手の名前を日記に書いているが、遣り取りが多い場合は、「作之進・一平方へ二番ノ状遣ス」（延享元年〈1744〉3月16日条）のように一連番号をもつけている。ただし、全てにおいてそうであった訳ではなく、例えば、延享5年（1748）年2月1日条に「松雲方江四番ノ状」と見えるが、同年3月20日条には「松雲方へも一通遣ス」とあり、番号はつけていない。とはいうものの、日記に記録されている書状の相手の人名や作成月日によってその年代が追えることは、数多く残されている年号未記載の書状を分析するうえで有効な手がかりとなる。

1 史料の概観

この史料は、縦13.3 cm×横58.0 cmの切継紙の書状である。端裏に「渋民村方 東民」の作成者名と「大原 勇蔵殿」の宛名が記載されており、本文末尾には8月21日の日付がある。解読文は次の通りである（「/」は改行箇所）。

〈端裏書〉

大原/勇蔵殿

渋民村方/東民

〈本紙〉

老拙事来月九日/前発足、一関・高清水/・仙臺迄参候もしれ/不申、圓平事今日/義蔵同道、
当所江/参候様ニ可被成候/、又以其元江圓平/参り申候而も、此方/差支無之候、昼ハ/御用
御取込察入候/、暮方ヲ成共、其元/御尋来、諸事御/相談可然候、亘理/伯耆殿奉薬之/醫師
白石三秀/など参り用事申談/、乍紛、草々如此/に候、以上/八月廿一日

書状の主な内容は、①来月（9月）9日前に出発して一関・高清水・仙台まで行くかも知れない、②円平は義蔵と同行して、こちらへ来させてもらいたい、又以て其元（勇蔵）の方へ行っても構わない、③昼中は其元が忙しいだろうから、夕方に来て、諸事について相談したい、④亘理伯耆殿の抱え医師・白石三秀などが来ており、「用事」について相談している、の4点である。

2 書状の人物について

次は、書状に登場する人物について特定し、今後の分析、調査の参考としたい。

(1) 勇蔵、円平、義蔵

上記の内容②に関わる3人について確認する。まず、宛名の「大原 勇蔵」についてである。「大原」は、芦東山の居住地であった渋民村の隣村であり、磐井郡東山北方の代官所と大肝入鳥畑家があった大原村と考えられる。勇蔵は、同村の一市町屋敷熊谷家の6代目で、安永4年（1775）の大原村「代数有之御百姓書出」によると、当時まで28年間肝入を務めていた人物である（宮城県史編纂委員会 1959、p 565。「肝入 勇蔵」、「肝入 安左衛門」と2人の名前が記載されている）。日記に見える勇蔵関連記事の初出は宝暦12年（1762）1月18日条で「大原村勇蔵カレイ・カキ持参来ル、今夕壺宿」とあり、年始の挨拶で訪問したと見られる。東山と勇蔵との交流、関係はその後も続き、安永元年（1772）12月の日記にもその名が見える。

次に、円平は宝暦12年2月27日条の日記に見え、「勇蔵、圓平ヲ召連来ル、二樽壺種、セキ飯壺重、鼻紙壺抱持参、来ル」とあり、勇蔵の息子と推測される。勇蔵が円平を連れてきたのは、手習いのためと考えられ、翌3月1日の記事に「朝飯圓平相伴 飯後小学指南」と見え、儒学の初学者向け教科書『小学』を教えている。円平の学習に関連する内容はこの1件のみであるが、彼の名前は明和3年（1766）5月まで20回確認され、東山の書状伝達などの使いとしても活動している。

最後に、義蔵についてである。その名前は寛延元年（1748）12月29日条に「儀作・順安・真安・松雲書状来ル、義蔵□□□□」と初めて見える。ただし、その次に登場するのは、14年後の宝暦12年（1762）9月26日条、「詩ノ書付、義蔵に渡シ、昼七時天狗田江遣ス」の記事である。両記事の年代にかなり隔たりがあり、同人物かは不明である。宝暦12年以降、義蔵関連の記事は20件以上あるが、同名の人物が少なくとも2人いたようである。1人は、

天狗田村に遣わされている、右記事の義蔵である。彼は、洪民村の隣村である天狗田村と、その村の孝蔵という人物との関連が認められる。後述の福岡村義蔵に関連する事項を除いた義蔵関連記事の半分以上が天狗村に遣わされた内容である。天狗田村孝蔵と義蔵との関係は、宝暦13年5月18日条に「孝蔵所方義蔵ふちかた来ル」とあるのが端緒となりうる。

「ふちかた」は扶持方と解釈できるが、その詳細及び東山と義蔵との関係は今後の課題である。書状に登場する義蔵は、円平とともに使いとして遣わされることを求められたと考えられ、この天狗田村義蔵と判断できる。彼に関する記事は明和7年(1770)9月まで見られる。

もう1人は栗原郡福岡村の義蔵で、宝暦13年4月27日条に「義蔵、福岡方到着」とある。東山は福岡村義蔵の父親・忠五郎とも交流があり、明和7年(1770)1月13日条に「福岡忠五郎并義蔵事忠三郎所より年始之書状」云々と見える。福岡村義蔵に関連する記事は同年5月までである。

(2) 亙理伯耆・白石三秀など

続いて、亙理伯耆とその家臣白石三秀などについて確認する。

まず、亙理伯耆は家格一家で栗原郡佐沼の領主・亙理倫篤(1738～1813)で、通称彦之丞、石見・要人・伯耆を名乗ったとされる(菊田1933、「亙理倫篤」)。日記からは、東山と伯耆との直接的な交流については確認できないが、明和7年(1770)5月23日条、仙台に滞在していた芦東山が高沢丹治という人物に会った記事に名前が見える。「高橋丈太夫・高沢丹治所江見廻、丹治実名実発十七歳、女房利代十五歳、丹治番頭七番亙理伯耆」とある。末尾の「丹治番頭七番亙理伯耆」は、仙台藩家臣団の大番組のことで考えられる。大番組は、基本的に各番360人の10番に編成され、仙台城の警衛や領内の治安維持に当たり、諸役人にも任ぜられた組織である(宮城県史編纂委員会編1966、p74)。伯耆は、6代藩主宗村の在位期間中(寛保3年<1743>～宝暦6年<1756>)に大番組となったとされるが(菊田1933)、正確な年代は不明である。「丹治番頭七番」は、丹治が7番組の番頭と解釈できるが、その人物について詳細は不明である。

さて、東山は江戸に上って儒学の経典を旧友たちと吟味して修正したいという、いわゆる江戸出府の願書を4回(明和3年、同5年、同7年、安永3年)出していたことが知られている(芦1995、p190)。その願書の提出先は、明和5年(1768)の事例以外は全て「御番頭衆」とされる(同右)。実際に、明和3年の場合、9月15日仙台に到着した芦東山が、21日に大番組の大内備前らと願書のことについて「直談」したこと、さらに、明和7年6月11日は、願書のうち「本昏并朱点ノ写」を帳役の藩士を通じて大番組の「当番八番ノ番頭・瀧上筑後殿江出シ」たことが日記から分かる。このような事情から、芦東山としては大番組の番頭及び大番組に関する情報の収集と、彼等との関係を築く必要があり、伯耆及びその家臣との関係を持つ要因の一つと推測される。

次に、伯耆の「奉薬」とある白石三秀については、明和3年(1766)1月26日条に「橋本平八郎・白石三秀・高橋徳次三人方年内十二月ノ書状届」と見え、遅くとも明和2年からの文通が確認できる。その後、明和3年の1月11日付、4月13日付の書状が白石から届

き、4月の書状に対しては東山が返書を出した旨の記載が見られる。日記に見える、2人の間の文通はこの4件であるが、同年9月、仙台に向かっていた芦東山は、12日「佐ぬま白石三秀所江立寄、昼飯」とあるので、交流は続いていたことが分かる。書状の、白石と申し談じた「用事」の中身については分かり兼ねるが、大番頭の伯耆に江戸出府の願書について相談した可能性もある。

上記明和3年1月26日条の日記に登場する高橋徳次は、同年4月21日条に「さぬま御家中高橋徳次、肴代三十疋・切たはこ持参、見廻来り」と、また4月23日条に「今日、徳次米谷迄帰る、順安所江書状頼遣ス」と、芦東山を直接訪問している。また、同年9月12日に佐沼に立ち寄った芦東山は、白石とともに高橋にも会ったようで、翌13日、芦東山は高清水（現宮城県栗原市高清水）へ向かうが、高橋が途中の「せみね」（瀨峰。現宮城県栗原市瀨峰）まで見送ったことが記されている。

橋本平八郎は、上記「橋本平八郎・白石三秀・高橋徳次三人方」云々の文面から、白石・高橋と同じく伯耆の家臣と推測して差し支えなかろう。しかし、関連記事は他の2人より乏しく、明和7年4月15日条に「橋本平八・畑中太忠書状届ク」と、同人物と思われる名前が1件あるのみである。

書状の「白石三秀など」の中に高橋や橋本が同行したかは不明であるが、伯耆の家臣たちであった可能性が高い。

3 書状の年代特定のために

この書状からは、東山の仙台行き計画と白石三秀との関係が確認でき、帰郷後の東山の行動の一端が見える。しかしながら、書状の中身から作成年代を特定するのは困難である。そのため、年代関連の事項を確認し、今後の調査の参考にしたい。

その手がかりになるのは東山の日記である。日記の特徴として、書状の遣り取りや訪問関係の記載が多く見られるのは指摘した通りである。日記から、書状の月日やその前後の記事から作成者や宛名を確認することによって年代を確認することができる。

帰郷後の東山がつけた日記になかで、現存するのは宝暦12年（1762）・同13年、明和3年（1766）・同7年・同9年（1772、安永元年）・安永5年の6ヶ年分であると記した。しかし、これらの年の日記に8月21日付の書状に関する記述は見当たらない。

宝暦12年は、東山が「東民」を名乗っていない時期であり、さらに「親類預け」御免の知らせが届いたのは10月である。また、安永5年は、6月に東山が死去するため、この2ヶ年は書状の作成年ではない。残り4ヶ年も、8月21日を含む前後の数日間の日記に、勇蔵へ書状を出したことや白石らの来訪についての記載が見当たらず、作成年である可能性は極めて低い。

上記の理由から、書状は明和元年（1764）・同2年・同4年～6年・同8年、安永2年（1773）～4年の9ヶ年中のある1年に書かれたと考えられる。その年を特定するためには、関連す

る資料の発掘が必要であるが、ここでは東山の仙台行きと江戸出府の願書とを結び付けて、安永3年である可能性を指摘して置きたい。

帰郷した芦東山の仙台行きを日記から拾うと3回確認でき、それぞれ宝暦13年(1763)3月2日、明和3年(1766)9月15日、明和7年5月8日に仙台に着いている。宝暦13年は、芦東山が幽閉(親類預け)から解かれた翌年であり、4月2日まで一ヶ月間滞在しながら、毎日のように友人や藩士などと会っている。

明和3年と明和7年は「江戸御暇願」を出した年で、各1ヶ月弱、1ヶ月半も仙台に滞在しながら、諸藩士と対面し、また願書提出のことで奔走している。芦東山にとって、仙台行きは「江戸御暇願」の提出とも密接な関係があったのである。その願は、上述のように明和5年と安永3年にも出したことが知られおり、その場合も登仙した可能性がある。明和5年の場合は、6月20日に4代藩主綱村の50年忌法事を機に出されており、安永3年は9月28日に婿の畑中太忠を介して提出したとされる(芦1995、p190)。もし、書状で述べている計画通りに9月9日以前に発足し、登仙したのであれば、右願書の提出を念頭においた可能性があり、安永3年が書状作成年の候補の1つとなる。

結びに

現在のところ、大原村の勇蔵との遣り取りが分かる書状は、この1点のみである。年代不明の短い書状であるが、日記が欠けている時期における東山の生活、行動及び地域の人々との交流や関係の一面が分かる史料である。

東山に関連する史料の多くは書状であり、またその多くは年代不明のものである。本稿は、そのような史料の年代特定及び内容理解の難しさを示す一例でもあるが、このような作業の積み重ねを通して、部分的ではあるが、芦東山の生涯を再構成することが出来よう。

なお、書状に登場する人々については、その特定及び簡単な紹介に止まった。関連する日記の諸記事と他資料を活用した、東山と彼等との関係の具体像については今後の課題としたい。

<参考文献>

芦文八郎編著『蘆東山先生傳』芦東山先生記念館、1995年

菊田定郷『仙台人名大辞書』仙台人名大辞書刊行会、1933年

橘川俊忠校訂『芦東山日記』平凡社、1998年

宮城県史編纂委員会編『宮城県史 2 近世』宮城県史刊行会、1966年

宮城県史編纂委員会編『宮城県史 27 資料篇 5』宮城県史刊行会、1959年

